

大阪労働局

第13次労働災害防止推進計画

誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪に

計画の目標

労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

- ① 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ ①②は全業種としての目標とし、業種別の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 建設業、製造業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。
 - ・ ストレスチェックに取り組んでいる、労働者数50人以上の事業場の割合を90%以上とする。
 - ・ ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を85%以上とする。
 - ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険有害性を有するとされる化学物質のうち、義務化されていない化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。
 - ・ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・ 職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させる。

計画期間

2018年度～2022年度

～取り組もう！ 5つの活動～

この計画の目標を達成するため、
リスク“ゼロ”大阪推進運動
を展開しています。

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動



厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

H30.05

■ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

▶ 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ◆ フルハーネス型安全帯使用の徹底と、二丁掛け安全帯使用の促進等を勧める「命綱 GO 活動」(いのちつなごう活動)を展開
- ◆ 入職 1 年以内の未熟練者による災害には減少がみられないことや、現場従事者の高年齢化等も踏まえ、危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底と、職長、安全衛生責任者の資質向上のため、能力向上教育に準じた教育受講を促進
- ◆ 元方事業者による積極的な現場指導の実施
- ◆ 発注者、施工者、関係団体等に対し、入札に当たっての安全衛生への取組を評価する仕組みの導入を要請
- ◆ 國土交通省近畿地方整備局と連携し、安全衛生に配慮した設計の普及等に向けた支援



▶ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ◆ はさまれ・巻き込まれ災害、クレーン等災害、フォークリフト災害の防止を図るため、リスクアセスメントとそれに基づくリスク低減措置の実施を指導



■ 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

▶ 労働者の健康確保対策の強化

- ◆ メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援等、労働者的心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められているため、法定の健康診断や事後措置だけでなく、健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進
- ◆ 医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等の確実な実施
- ◆ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医の在り方や衛生委員会の審議事項等について、本省の検討結果を踏まえた取組

▶ 過重労働による健康障害防止対策の推進

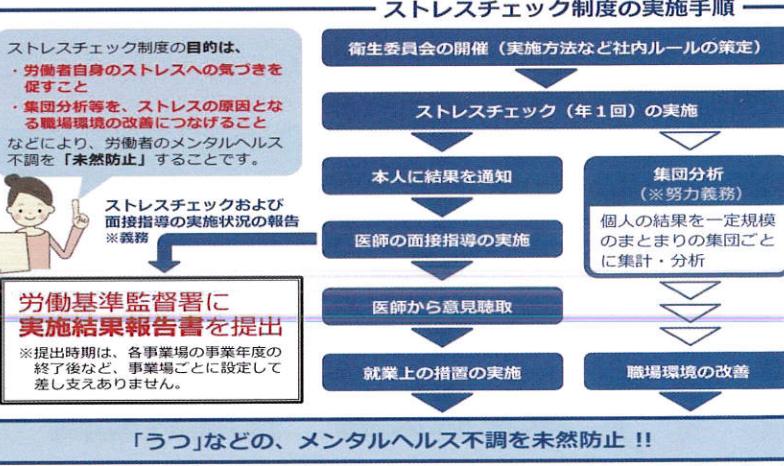
- ◆ 長時間労働の抑制、長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直し、労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理を強化
- ◆ 50 人未満の事業場で自ら医師を選任し、面接指導が困難な場合、地域産業保健センターの活用を促進

▶ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

- ◆ ①労働者との信頼関係を築くことによりストレスチェック未受検者を無くし、②医師の面接指導等を申し出しづらい職場環境を構築し、③集団分析結果を活用した職場環境改善に取り組むことにより、総合的なメンタルヘルス対策を推進
- ◆ 大阪産業保健総合支援センターの支援により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進
- ◆ 事業場外資源を含めた相談窓口の周知により、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備
- ◆ 働き方改革の検討会結果を踏まえ、パワーハラスマント対策を推進
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）



ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050 (通話料がかかります)

【受付日時】 10:00～17:00 (土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

■ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

➤ 第三次産業対策

- ◆ 小売業及び飲食店の本社を対象に平成29年度から実施している連絡会議を継続的に実施するとともに、百貨店等大規模商業施設を対象とした災害防止協議会を開催
- ◆ 管理者及び各級に応じた教育の充実のため、転倒災害防止に係るeラーニング教材を活用
- ◆ 社会福祉施設については、各地区の社会福祉協議会への働きかけを積極的に行い、連携した対策を実施
- ◆ 経営トップに対する意識啓発や安全の見える化による考動（見ることをきっかけに考えて動く）の啓発、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性向上のための取組
- ◆ ストレッチによる腰痛予防対策

➤ 陸上貨物運送事業対策

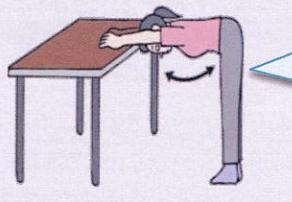
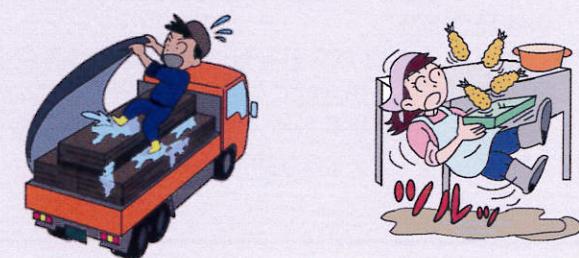
- ◆ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部と連携し、基本的な安全対策を徹底
- ◆ 国土交通省近畿運輸局と連携し、荷主事業者に対し支援を要請

➤ 転倒災害の防止

- ◆ 安全の見える化、防滑靴の着用等の取組の促進
- ◆ ストレッチや転倒予防のための体操の周知・普及

➤ 腰痛の予防

- ◆ 職業性疾病の約7割を占める腰痛について、安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進
- ◆ 地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- ◆ 荷物積み卸し時の負担を軽減する機械等の普及について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部と連携した周知

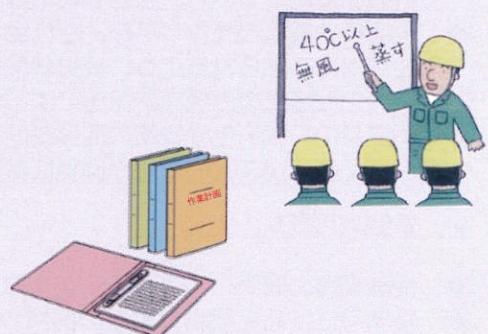
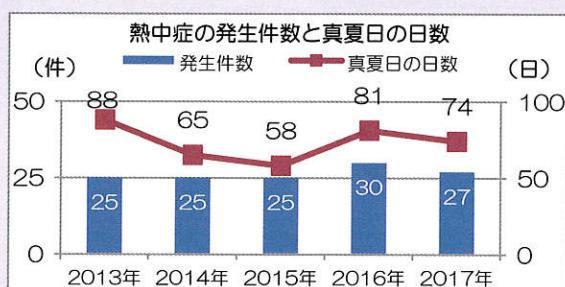
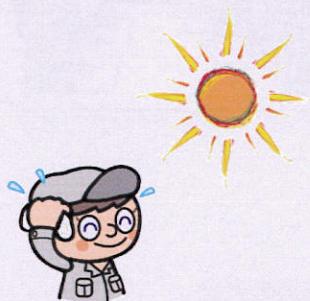


上半身のストレッチ
腰を曲げ、テーブルに手を置き、
20～30秒間姿勢を維持し、背中を1～3回伸ばします。

ストレッチの例

➤ 熱中症の予防

- ◆ 早い時期からの周知啓発により、熱中症予防意識の高揚と熱中症予防活動の促進と、夏季休暇後を含めた熱順化や本人への自覚を促し、体調不良を申し出しやすい環境づくりを指導
- ◆ JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及と、WBGT値の測定結果に基づく休憩、水分・塩分補給、クールベスト着用等の措置を推進
- ◆ 建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及



➤ 交通労働災害防止対策

- ◆ 国土交通省近畿運輸局と連携し、交通労働災害防止のための教育を推進
- ◆ 大阪府警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し交通労働災害防止対策を推進
- ◆ 新聞販売店等サービス業における交通死亡災害が増加傾向にあることから、業界団体と連携し、交通労働災害防止対策を推進

➤ 職場における「安全の見える化」の推進

- ◆ 「安全見える化事例集」を作成し、簡易かつ安価な災害防止対策として周知啓発

■ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

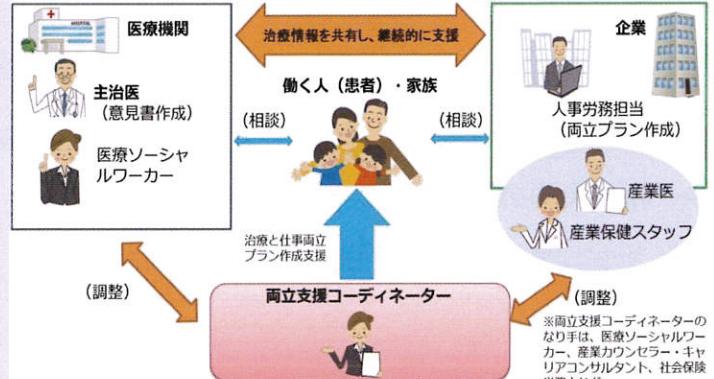
➤ 高年齢労働者等の災害防止

- ◆ 高年齢労働者、非正規雇用労働者等に対し、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進



➤ 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ◆ 傷病を抱える労働者の就労の継続のため、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」(事後措置指針)や「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(両立支援ガイドライン)の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進
- ◆ 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的な連携を推進
- ◆ 両立支援ガイドラインに基づく企業と医療機関の連携を一層強化するための企業向け、医療機関向けマニュアル等を、大阪産業保健総合支援センターの研修等を通じ普及
- ◆ 本人から支援の申出を受けた事業者や医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりのため、産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進



■ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

➤ 化学物質による健康障害防止対策

- ◆ 化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料を整備
- ◆ 危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないよう、有害のおそれがあることを踏まえて必要な対策を講じることを指導
- ◆ ラベル表示、SDS交付の在り方についての検討結果を踏まえた対策



➤ 石綿による健康障害防止対策

- ◆ 石綿使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工されることを防止するため、発注者、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、石綿の把握漏れ防止の徹底や適切な石綿ばく露防止対策について周知
- ◆ 労働安全衛生法に基づく届出等がなされていない工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底
- ◆ 大規模地震等が発生した際、がれきの撤去、解体工事等における石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、被災状況に応じた指導・周知等の対応とマスク、手袋等の保護具の円滑な確保等によるばく露防止対策を推進
- ◆ 労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存のため、事業廃止時も含め、ばく露状況などの情報が確実に保存されるよう周知



➤ 受動喫煙防止対策

- ◆ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施
- ◆ 換気等による有害物質濃度の低減や、清掃時の保護具の着用等による効果について、本省が実施する検証結果を踏まえ、受動喫煙防止対策を普及・促進

➤ 粉じん障害防止対策

- ◆ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組の推進
- ◆ 「すい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すため、工事発注者に対し、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等を通じて、「すい道等建設工事における粉じん対策の推進について」(平成12年12月26日付け基発第768号の2)において示された「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置について要請等を実施